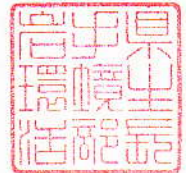


資 循 第 476 号
平成 27 年 1 月 28 日

三陸の海を放射能から守る岩手の会 世話人 永田文夫 様
岩手有機農業研究会 代表 福本敏 様
クランボンの会 代表 島津勢津子 様
春を呼ぶ会 代表 吉田みゆき 様
無限洞 代表 日野岳唯照 様
イーハトーヴ零石を守る会 代表 嘉糠くに子 様
はかる会 代表 菊池明子 様
子どもに豊かな未来とふるさとを残す会 代表 今村正 様
放射能から遠野のわらすっ子たちを守る会 代表 前角地秀幸 様
お産と地域医療を考える会 代表 新田史実子 様
放射線被曝から子どもを守る会・いわて 会長 菅原和博 様
金ヶ崎放射能測定室 代表 菅原和博 様
子どもたちの未来を考えよう平泉の会 代表 遠藤セツ子 様

岩手県環境生活部長



ごみ焼却施設で放射能により汚染された廃棄物（牧草等）を焼却処理
することに関する要望及び質問への回答について

平成 27 年 1 月 15 日に要望及び質問のありました事項について、下記のとおり回答します。

記

1 放射能汚染物の焼却処理に関する要望書に対する県の見解について

(1) 焼却処理以外の処理方法の検討について

牧草等の農林業系副産物については、長期間にわたり放射性物質を適切に管理する観点から、焼却施設、最終処分場を適切にモニタリングしながら、焼却灰の放射性物質濃度が一定程度以下になるよう混合焼却し、その焼却灰を管理型最終処分場で埋立処理する手法が妥当と考えております。

(2) 県民への説明会等について

県としては、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が焼却処理を行う場合の住民説明会において、当該市町村等の求めに応じて担当職員を派遣し、焼却処理の安全性等について説明をすることとしております。

2 放射能汚染物の焼却処理に関する質問書に対する県の回答

I について

① 国立環境研究所の研究によると、焼却処理に伴うばいじんの平均粒径は数十 μ m程度であり、バグフィルターではサブミクロンの粒子径までカットできるとされていることから、適切に捕捉できるものと認識しています。

なお、各施設における設計除去性能、バグフィルター等のメーカー、除塵性能及び送風量については、直接、当該施設管理者に照会願います。

- ② 岩手・玉山環境組合の除塵方式については、御指摘のとおり電気集塵機であることから、別紙1のとおり訂正します。

なお、電気集塵機の場合においても、環境省が実施した実証試験の結果、適切にばいじんを捕捉できることが実証されており、また、平成26年10月に同組合で実施した農林業系副産物の試験焼却においても、排ガス中に放射性物質が検出されず、適切に処理が行われているものと認識しています。

県において把握している各事業所の汚染農林業系副産物の焼却量（平成26年10月末時点）は別紙2のとおりですが、焼却予定数量に関しては所管する各自治体に、周辺の風配図は直接当該施設管理者に照会願います。

- ③ 環境省の見解では、原子炉等規制法に基づくクリアランス基準（100Bq/kg）については、廃棄物を日常の生活を営む場所で安全に再利用できる基準であり、一方、放射性物質濃度8,000Bq/kg以下の廃棄物の処分基準については、管理型最終処分場に安全に埋立処理できる基準とされており、両基準の間には矛盾はないものと考えます。

- ④ 最終処分場を廃止するまでの管理等については、環境省で検討が進められていることから、県としてはその動向を注視することとしています。

なお、放射性物質に汚染された廃棄物を処理した最終処分場については、環境省が示した『特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン』に従い、設置者が管理することとされています。

- ⑤ 平成25年2月8日付け回答書添付の資料1の黒塗り部分は、市町村等から報告を求めていることから、記載事項がないことを示すために当該部分を着色したものです。

なお、平成24年9月15日以降における市町村等の測定結果については、別添資料のとおりです。

IIについて

- ① 本県では環境省が実施中の本焼却処理の妥当性を判断する立場になく、回答はできません。

なお、放射性セシウムの収支に関する見解については、廃棄物の投入と排出に時間差があり、同一の物質の変化としては比較できないなどの課題があり、両推計の差をもって放射性物質が大気中に放出されたと論ずることは、妥当ではないと考えます。

- ② 国立環境研究所の研究によれば、焼却施設内の放射性セシウムは、焼却炉内で800℃に熱せられ気体状となるものの、集塵装置前の冷却装置において200℃前後に冷却され、塩化セシウムとして固体化し飛灰に付着することから、バグフィルターで適切に捕捉できるものとされています。

IIIについて

- ① 混合焼却の割合は、効率的な焼却と焼却後に発生する焼却灰の放射性物質濃度を一定基準値以下に抑えるため設定しているものです。

また、焼却施設の送風量は、焼却施設内での燃焼効率や焼却量等に応じた適切な運転管理上の観点から制御しているものです。

- ② 上記II②のとおり、放射性セシウムは固体化し、ろ紙に捕捉されるものと考えられます。

- ③ 本県でも御指摘の研究論文等は承知しており、これに対する見解は、II①の回答のなお書き以下に記載のとおりです。

IV ①～③) について

国（環境省）では、放射性物質に汚染された農林業系副産物の焼却処理の妥当性や放射性物質の被ばく防止対策等について、ICRPなど国際機関の見解や、外部有識者で構成される「災害廃棄物安全評価検討会」、「環境回復検討会」「放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会」などで審議し、複数の研究者から妥当であると客観的に評価された見解を採用しています。県もこの見解によっており、海外における個別の研究報告や研究論文の妥当性について、県として見解を申し述べる立場にはありません。

V) について

県内の焼却施設におけるバグフィルターの破損事故の報告はありません。市町村等では定期的な焼却施設の点検を通じて、ろ布の強度劣化や目詰まり防止等の対策を講じているものと認識しています。

VI) について

上記1(1)の要望事項に対する県の見解のとおりです。

VII) について

上記1(2)の要望事項に対する県の見解のとおりです。

【担当】

環境生活部資源循環推進課
廃棄物対策担当

電話 019-629-5388 (直通)

FAX 019-629-5369